

# 青森県報

第三千四百七十五号

平成二十三年  
十二月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高 齢 福 祉 保 險 課 社)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	( 同 )	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	( 同 )	一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	( 同 )	二
障害福祉サービス事業者の指定	( 障 害 福 祉 課 )	二
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定	( 同 )	二
保安林の指定解除	( 林 政 課 )	二
道路の区域の変更	( 道 路 課 )	三
道路の供用の開始	( 同 )	三
歯科技工士国家試験の施行	( 医 療 薬 務 課 )	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	( 経 営 支 援 課 )	四

## 告 示

## 示

青森県告示第九百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平野田川一	訪問介護	外ヶ浜町社協訪問介護事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	平成三二・一・七	平成三二・一・三〇

青森県告示第九百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
合同会社よりどころ	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所よりどころ	上北郡おいらせ町一丁目四九	上北郡おいらせ町一丁目四九	平成三二・一

青森県告示第九百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、次の指

定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	居宅介護支援事業を行う所の所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人ケブアライブ	弘前市大字青森二丁目二の六	特定非営利活動法人ケブアライブ(居宅介護支援)	弘前市大字青森二丁目二の六	平成三〇・三	平成三〇・三	平成三〇・三

青森県告示第九百十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	介護予防サービスを行う事業所の名称	事業所の所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人ケブアライブ	ケブアライブ	東津軽郡外野町字平川	介護訪問	ケブアライブ	東津軽郡外野町字平川	平成三〇・三	平成三〇・三

青森県告示第九百二十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人喜伴会	青森市大字西田沢字浜田三七九	施設入所支援	障害者支援施設津麦園	青森市大字西田沢字浜田三七九	青森市大字西田沢字浜田三七九	平成三〇・三
社会福祉法人喜伴会	青森市大字西田沢字浜田三七九	生活介護	障害者支援施設津麦園	青森市大字西田沢字浜田三七九	青森市大字西田沢字浜田三七九	平成三〇・三
社会福祉法人喜伴会	青森市大字西田沢字浜田三七九	短期入所	障害者支援施設津麦園	青森市大字西田沢字浜田三七九	青森市大字西田沢字浜田三七九	平成三〇・三

青森県告示第九百二十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設置の場所	指定年月日
障害者支援施設津麦園	青森市大字西田沢字浜田三七九	平成三〇・三

青森県告示第九百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 (一) 保安林の所在場所  
上北郡横浜町字吹越五七の一〇(次の図に示す部分に限る。)、五六の四二七、五七の八、五七の九
  - (二) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - (三) 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 二 (一) 保安林の所在場所  
上北郡横浜町字吹越五六の四二七、五七の八、五七の九、五七の一〇、五七の一

(一) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(二) 保安林解除の理由  
道路用地とするため

青森県告示第九百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年一月八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		備考
			前	後	
1	県道	八戸野辺地線	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇の四七八から 上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇の一〇七五まで	三四・〇〇メートルから 六六・〇〇メートルまで	敷地の延長
			一〇四・五〇メートルから 一〇九・七〇メートルまで	五九二・六〇メートル	

青森県告示第九百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年一月八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道八戸野辺地線	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢二〇二の一から 上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇の一〇七五まで	平成三三・九

公 告

歯科技工士国家試験の施行

平成二十四年歯科技工士国家試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第六条の規定により公告する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十四年二月十六日(木)

実地試験 平成二十四年二月十七日(金)

2 場所

青森市大字三内字稲元一三二の一

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十四年一月四日(水)から同月十二日(木)まで。ただし、郵送による場合は同月十二日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ(電話 〇一七 七三四 九二九一)に問い合わせること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カブセンター西バイパス店

青森市大字石江字三好一三〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦 勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭